



安全と安心の目印

SGマーク Symbol of Safety and  
Comfort: SG Mark



# 消費者の安全を守るために (事業者への期待)

『安全とSDGs分科会』2024年度: 秋季シンポジウム  
2024年11月27日

一般財団法人製品安全協会

# 安全は消費者の権利の柱

## 大衆消費時代に高まった消費者保護意識と「安全への権利」

- ケネディ大統領が提唱した4つの権利(消費者の利益の保護に関する連邦議会への特別教書(1962))  
①**安全への権利**、②情報を与えられる権利、③選択する権利、④意見を聴かれる権利
- 国際消費者機構が定めた8つの権利(1982)
  - ① 生活の基本的ニーズが保障される権利:衣食住、公共サービス、公衆衛生等基本的かつ必需の製品・サービスを得られる
  - ② **安全である権利:健康・生命に危険な製品・製造過程・サービスから守られること**
  - ③ 知らされる権利:選択するに必要な事実を与えられ、または、不誠実あるいは誤解を与える広告あるいは表示から守られること
  - ④ 選ぶ権利:満足いく質を持ち、競争価格で提供される製品・サービスがたくさんあり、その中から選ぶことができること
  - ⑤ 意見を反映される権利:政府が政策を企画・遂行する際、または製品・サービスを開発する際に消費者利益の代表を含むこと
  - ⑥ 補償を受ける権利:誤り、偽物、あるいは不満足なサービスについての補償を含めて苦情が適切に処理されること
  - ⑦ 消費者教育を受ける権利:情報を与えられ、自信を持って商品やサービスを選ぶのに必要な知識と能力を得られること
  - ⑧ 健全な環境の中で働き生活する権利:現在及び将来の世代に対して恐怖とならない環境で働き生活すること

消費者の安全は、消費者の基本的な権利の一つです。1962年、米国のケネディ大統領が、消費者の利益保護に関する特別教書の中で、消費者の権利4つを挙げました。それらは、「安全への権利」、「情報を与えられる権利」、「選択する権利」、「意見を聴かれる権利」です。

当時、大衆消費社会が到来する中で、不良品、粗悪品、内容を偽った製品などが社会問題化していました。消費者が安全に暮らせることを基本的な権利として位置づけ、適切な製品を選択できるように確かな情報が与えられること、消費者の意見が反映されることを社会の要件として明確にしたものでした。

この後、1975年に、フォード大統領が、「消費者教育を受ける権利」を5つめの権利として加えています。

1982年には、国際的な消費者団体である国際消費者機構（略称C I：Consumers International）が、消費者には権利と同時に責務があるとして、スライドに記載している8つの権利と5つの責務を提唱しています。

8つの権利の基本的な柱のひとつとして、安全である権利が定められており、健康・生命に危険な製品・製造過程・サービスから守られることが挙げられています。

なお、5つの責務としては、商品やサービスの用途、価格、質に対して敏感で問題意識を持つこと（批判的意識）、自己主張し公正な取引を得られるように行動する責任（自己主張と行動）、自らの消費生活が他者にあたえる影響、とりわけ弱者に及ぼす影響を自覚する責任（社会的関心）、自らの消費行動が環境に及ぼす影響を理解する責任（環境への自覚）、消費者の利益を擁護し、促進するため、消費者として団結し、連帯する責任（連帯）であり、社会の一員として問題意識を高く持ち責任ある行動をとることが求められています。

## 製品安全政策の歴史

- 1947年 食衛法、1948年 薬事法 (食品、医薬品の安全。健康保険制度の発足を伴う薬事法は1960年)
- 1949年 工業標準化法、1950年 JAS法 (品質の向上)
- 1954年 ガス事業法、1961年 電用法、1961年 液石法 (電気・ガスに関わる安全)
- 1962年 品表法(家表法)、景表法(表示の適正化)
- 1968年 消費者保護基本法 (消費者保護法令の整備)
- 1970年 国民生活センター設立、消費生活センター設置運動
- 1973年 消安法制定 (一般製品の安全:強制規格及び任意規格(SG)発足)
- 1994年 製造物責任法(PL法)制定
- 2007年 重大事故情報報告・公表制度 創設(消安法改正)
- 2009年 長期使用製品安全点検・表示制度創設(消安法改正)
- 2009年 消費者庁設置、消費者安全法
- 2012年 消費者安全調査委員会(事故調) 設置

製品安全についての政策的な取り組みは、終戦後に横行した、粗悪品、まがいもの対策に始まり、品質の向上・安定対策から始まります。まず、食品、医薬品の分野での法整備が始まり、1950年代以降、扱うエネルギー固有のリスクがあるガス、電気、液化石油ガスに絡む事故の防止のための法令整備、1960年代に入り、消費者保護のための法的整備が始まりました。また、表示を適正化するために品表示、景表法が制定されています。

1970年には、製品事故の把握と原因調査を行うために国民生活センターが設置され、全国には消費生活センターを設置する動きが始まりました。

1973年になって、消費者用製品の安全を一般的な形で担保するための消安法が制定されます。この中で、事故の未然防止を行うための強制基準(規格)と、それを補完する任意の安全基準、及び、製品事故が発生した際の賠償措置が定められました。この任意の安全規格がSG規準であり、今に続いています。

その後、1994年に、PL法が制定され事業者が製品安全に対して広範に重い責任を負うことが明確にされました。

2007年には、重大事故報告制度が始まり、2009年には消費者庁が、2012年には事故調が設置され、これらが現在に至る製品安全のための体制となっています。

## 製品安全にも関わる法律

- 景品表示法(1962) 品表法  
不当表示(優良誤認、有利誤認、その他誤認されるおそれのある表示)の禁止(措置命令、課徴金、損害賠償請求等)
- 消費者保護基本法(1968)→消費者基本法(2004)  
消費者の権利としての安全な生活他、取引の公平の確保、選択の機会と選択に必用な情報提供義務等
- 特定商取引法(1976)  
品質・安全性に関わる)不実告知、不利益事実の不告知による契約の取消等
- 消費者契約法(2000)  
(品質・安全性に関わる)不実告知、不利益事実の不告知による解約
- 民法  
415条:債務不履行による損害賠償(欠陥のある製品を渡したときの責任)  
709条:不法行為による損害賠償(製品事故に関しては「過失」→「製品欠陥」(PL法))

ここに別掲した法律は、一部、全ページで紹介したものと重なりますが、製品安全との関連で重要なものです。とかく、製品安全というとPL法のみが注目されがちですが、PL法は関連法令の一つにすぎません。

特に、通販による製品の売買が拡大する中で顕在化している、優良誤認をさせるような不実告知、或いは不利益事実の不告知に関わる法律です。これらは、製品を直接に消費者に販売している事業者にも重くかかるものであり、取り扱う製品にこのような問題がないかしっかりと確認をとっていただく必要があります。

また、民法415条で、債務不履行があった場合に債権者は債務者に損害賠償を求めることができますが、これにより、欠陥のある製品を引き渡した際に、引き渡された者が引き渡した者にその損害についての賠償を請求できると解釈されます。消費者との関係では、販売事業者が一義的な債務者となります。プラットフォームのプラットフォームから欠陥のある商品が販売された場合、消費者はプラットフォーム、あるいは、プラットフォーム上の情報を信じ購入するわけですから、プラットフォームにはマーケットプレイスに掲載された製品についての安全性、品質についても注意を払うことが社会的には求められていると言えるでしょう。

なお、民法709条は不法行為があった際の損害賠償義務を定めています。709条では、消費者(債権者)が製造・販売事業者(債務者)の故意、過失を立証せねばなりません。それを、製品の欠陥を証明すれば損害賠償が受けられるようにして消費者に過大な負担を課すことを回避したのがPL法ということです。

# 製品安全4法によるマーク表示



| 電気用品安全法  |  | ガス事業法   |  |
|--|--|---|--|
| 特定電気用品<br>          | 特定電気用品<br>以外の電気用品<br>           | 特定ガス用品<br> | 特定ガス用品<br>以外のガス用品<br> |
| 液化石油ガスの保安の確保<br>及び取引の適正化に関する法律   |  | 消費生活用製品安全法  |  |
| 特定液化石油ガス<br>器具等<br> | 特定液化石油ガス器具等<br>以外の液化石油ガス器具等<br> | 特別特定製品<br> | 特別特定製品<br>以外の特定製品<br> |

PSCの「特別特定」、それ以外の「特定」は、登録検査機関による適合化検査(第三者認証)が義務。

PSCの「特定」、それ以外の「特定以外」は事業者自らが基準適合を確認。

表は牛久市の資料から

製品安全に直接的に関わる法律は4つあり、製品安全4法とよばれています。電気、ガス、液化石油ガスには、感電、火災、爆発といったエネルギーに特有のリスクがあります。そのため、これらを使用する、あるいは扱う、電気用品、ガス事業、液化石油ガスの安全と取引の適正化に関する法律は、それぞれ関連する事故防止への対応であり、また事業法でもあります。他方で、消安法(消費生活用製品安全法)は、事業法が対応していない消費者用製品に全般に関して安全を確保するため法律となっています。

製品安全という観点では、いずれも、国が強制規格を定め、その基準に満たない製品は製造・販売を禁止するという内容となっており、該当する製品にはPSマークを表示しなければなりません。業法3法における特定製品、及び、消安法の特別特定製品は、特に安全のリスクが高いと認められる製品群には、第三者認証を求めており、菱形のマークとなります。それ以外は、事業者が基準に適合することを自分で確認し、記録を作成し、製品にはPSマーク表示を行います。

# 強制規格対象品目例

|   |   |
|---|---|
| <p><b>PSC(消安法)</b></p> <p>(特別特定)乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、ライター</p> <p>(特定)家庭用の圧力なべ・圧力がま、乗車用ヘルメット、登山用ロープ、石油給湯機、石油ふろがま、石油ストーブ、磁石製娯楽用品、吸水性合成樹脂製玩具</p>                                       | <p><b>PSE(電安法)</b></p> <p>(特定)電線類 ヒューズ 配線器具 電流制限器 小形单相変圧器類 電熱器具 電動力応用機械器具 電子応用機械器具 交流用電気機械器具 携帯発電機(全116品目)</p> <p>(特定以外)電線類 電線管類及び附属品 ヒューズ 配線器具 小形单相変圧器類 小形交流電動機 電熱器具 電動力応用機械器具 光源及び光源応用機械器具 電子応用機械器具 交流用電気機械器具 リチウムイオン蓄電池(全314品目)</p>  |
| <p><b>PSTG(ガス事業法)</b></p> <p>(特定)半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器、半密閉燃焼式ガスストーブ、半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま、ガスふろバーナー</p> <p>(特定以外)開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器、開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブ、密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま、ガスこんろ</p> | <p><b>PSLPG(液石法)</b></p> <p>(特定)カートリッジガスこんろ、半密閉式液化石油ガス用瞬間湯沸器、半密閉式液化石油ガス用バーナー付ふろがま、ふろがま、液化石油ガス用ふろバーナー、半密閉式液化石油ガス用ストーブ、液化石油ガス用ガス栓</p> <p>(特定以外)調整器、一般ガスこんろ、開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用瞬間湯沸器、液化石油ガス用継手金具付高圧ホース、密閉式又は屋外式の液化石油ガス用バーナー付ふろがま、開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用ストーブ、液化石油ガス用ガス漏れ警報器、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、液化石油ガス用対震自動ガス遮断器</p> |

製品安全4法の各法令において、第三者認証が必要な製品群を赤字で、それ以外の製品群は黒字で示してあります。

電気、ガス、液化石油ガスは、感電、発火、爆発といったリスクがあるため、広範な製品が強制規格の対象となっており、その中でも、第三者認証が必要となる特定製品の品目も多くなっています。一方で、製品一般を対象とする消安法においては、特定製品、特別特定製品とも、品目数は、電気、ガス、液化石油ガス関連製品に比べて少なくなっています。これは、法によって規制する品目は最小限にとどめているためです。1973年に制定された消安法は、強制規格で規制する品目は限定する一方で、任意の安全規格でより広範な製品をカバーするという考えに基づくものでした。次のスライドでその内容を紹介します。

## 強制規格を補うSG基準とSGマーク制度

### ● 消安法(1973)の枠組み

- 強制規格(PSC)による規制(特定製品と特別特定製品)と任意の安全規格(SG)による補完
- 任意措置においても製品事故にともなう損害を賠償
- 任意措置の運営母体として「製品安全協会」を創設

(特定製品(※は特別特定製品、赤字はSG基準対象品目でもあるもの)

家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乳幼児用ベッド(※)、携帯用レーザー応用装置(※)、石油給湯機、磁石製  
娯楽用品、乗車用ヘルメット、登山用ロープ、浴槽用温水循環器(※)、石油ふろがま、ライター(※)、吸水性  
合成樹脂製玩具

### ● SGマーク=SG基準に適合し損害賠償の対象となる製品の証

(SG基準対象品目)

はしご・脚立、ベビーカー、乳幼児用ベッド、ヘルメット(乗車用、自転車用、野球用他)、ウォーキングポール、  
シルバーカー、歩行車、ショッピングカート他、計110品目

1973年には安全関連の3つの法律が整備されました。そのうちの 하나가、消費生活用製品安全法で、通称「消安法」と呼ばれるものです。

この法律は、構造、材質、使用状況等から見て、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼす恐れが高いと認められる製品を「特定製品」として指定しています。また、特定製品のうち安全性の確保が不十分な事業者がいると認められる製品は「特別特定製品」に指定されます。

これらの製品に対しては、政府が技術基準(強制規格(PSC))を定めています。この基準を満たさない製品は製造、輸入及び販売することができません。また、万が一、製品の欠陥により事故が発生した際には、その製品を製造・輸入・販売した事業者が損害を賠償させることとなりました。特定製品については、製品が強制規格に適合していることを事業者が確認すれば良いですが、特別特定製品については、第三者による適合性の確認(第三者認証)が必要となります。

安全性を求めるべき製品は広範にわたりますが、強制規格化は強い規制ですからなんでもかんでも指定するわけにはいきません。そのため、1973年の消安法においては、これを、任意の安全基準と認証制度で補完することとなりました。この任意の安全基準がSG基準であり、それに合致すると認められる製品にはSGマークを貼付することができるようになり、その運営母体として、中立性の高い「製品安全協会」が創設されました。SGマークが付けられた製品で、製品の欠陥により人身事故が生じた場合は、SGマーク賠償制度により損害の賠償を行うこととなったのです。その後、製品安全協会は、当初の特任法人から現在の一般財団法人へと法人格は変わりましたが、SG基準とSGマーク制度の位置づけ、役割にはなんら変わりはありません。それどころか、通販の拡大にともない、製品事故が増加する懸念があるなかにおいて、その役割は一層重要になってきています。

現在、PSCでは、12品目が特定製品となっており、うち、4品目は特別特定製品となっています。

また、SG基準が定められている品目は110に及びます。

消安法は2024年の改正で、新たに「子供用特定製品」という範疇が加わることとなりました。そこに、三歳未満の乳幼児が使用する玩具が指定されることとなっています。これは、具体的な問題が発生してから規制の対象にしてきたこれまでの事後規制を、リスクが懸念されるものは広く規制の対象にするという事前規制に転換する画期的なアプローチとなります。この「子供用特定製品」には、将来的には、玩具にとどまらず、乳幼児用に使用される製品が指定されていくこととなるでしょう。現在、ベビーベッドが特別特定製品に指定されていますが、ベビーベッドは「子供用特定製品」にも指定されることとなっています。「子供用特定製品」は、特に、警告表示などの表示の重要性が指摘されています。「子供用特定製品」には、新しいマークが付けられることとなっており、ベビーベッドは、特別特定製品としてのマークと子供用特定製品としてのマークの二つが貼付されることとなります。

## 製品を製造・販売する事業者の責任

- **提供する製品(中古品を含む)が安全であること**
- 「製造物責任(PL)」は、必ずしも製造、輸入事業者のみにかかる責任ではない
- 「製造物責任」は広範。免責の条件は限られている

### 【免責事由】

- ① 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと(開発危険の抗弁)
- ② 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと

ただし、欠陥が分かってから適切な措置を取らず、製造・販売をし続けた場合は責任を問われうる。近年、販売者、プラットフォームにも、より重い責任が課せられるようになっている。

8

製品を製造・販売するものは、とりもなおさず、扱う製品が安全なものであることを確保せねばなりません。これは、中古品であっても同じです。これができない場合、法律的には民法の415条の債務不履行となるでしょうし、事故が発生すればその賠償責任を負うことになるでしょう。

製品を製造・販売する者は、その製品に欠陥があって、それによって事故が発生した場合に責任を問われます。いわゆる製造物責任(PL)といわれるものです。

PLとは、Product Liabilityのことですが、ここにおけるProductは製品を意味します。「製造物責任」と訳されるために製造事業者のみの責任と誤解されることがありますが、販売事業者の指示で製造された製品(OEMなど)であったり、通販事業者を信頼して購入したのに製造事業者にコンタクト出来ない場合などは、製品を取り扱い販売した事業者の責任が問われることがあります。

「製造物責任」において事業者は広範な責任を負います。責任を免れることができる条件(免責条件)は限られています。それらは、

- ① 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと(開発危険の抗弁)
- ② 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと

です。ただし、①②の事情があったとしても、欠陥が分かった場合以降に適切な措置を取らずに製造・販売をし続けた場合は、責任を問われることがあります。

近年、プラットフォームに出展された製品を購入する通信販売の割合が増えていますが、消費者が販売事業者とコンタクト出来ないような場合、或いは、プラットフォームを信用して製品を購入したという場合で、製品に欠陥が見つかり、それで事故が発生したような場合は、プラットフォームも責任が問われる可能性があります。

前の方のスライドで説明した通り、製品安全にかかわる法律はPL法だけではなく、品表法（家表法）、景表法、消費者契約法他の関連法規が求める義務を果たし、消費者に、欠陥の無い製品を提供し、それについての正しい情報を伝え、消費者が適切な選択ができるようにすることが事業者には求められ、不良品、性能を誤認させるようなことがあれば返品、交換等の対応をせねばならず、事故が発生すれば賠償を行う必要があるのです。

## 安全＝「リスクが許容可能なレベル」

「リスク管理の在り方 (ISOガイド51)」に則った対応が求められる

【目的】リスクを許容可能なレベルに低減させる

- その時の社会の価値観 - 安全の理想と達成できることとの間の最適バランス
- 製品又はシステムに適合する要求内容
- 目的及び費用対効果のための適合性の要因

【対策】リスク管理

ステップ1 本質的安全設計方策 (最優先の対策): 製品本体の設計・仕様についての基準

ステップ2 安全防護及び付加的保護: 防護用のカバー、安全レバー等

ステップ3 使用上の情報: 本体表示、取扱説明書等

では、製品の欠陥をどうやって回避すればよいのでしょうか？

欠陥の内、①の製造上の欠陥は品質管理の問題となります。他方、②の設計上の欠陥と、③の指示・警告上の欠陥は、科学的・客観的なアプローチによりシステマチックに回避することが重要となります。その規範となるのはISOのガイド51 (リスク管理の在り方) です。

製品リスクが無くなるにこしたことはありませんが、一般的には製品を使用する際になんらかのリスクは免れません。ISOのガイド51は、そのようなリスクを、製品の有用性や費用対効果などのバランスの中で許容可能な水準まで下げを求めています。

リスクを避ける上で、もっとも基本的なものは、製品本体の設計や仕様において、製品が安全に使えるように配慮を行うことです。例えば、ベビーカーで指はさみを生じないように指が挟まるような穴や隙間ができないように設計するのはそのような配慮となります。

次いで、安全防具や追加的な保護対策を行うものです。危険なところに手や指が届かないように防護用のカバーをつけるような対策がこれに当たります。

このように、製品設計において製品のリスクが極力小さくなるようにすることが基本ですが、それだけではとり切れないリスクに対しては、製品の使用の仕方についての説明や注意喚起を、表示や取扱説明書などによって行うというものです。

このようにして、事業者は、「許容可能なレベル」にまでリスクを下げなければなりません。

## 許容できないリスク＝製品の欠陥

- ① 製造物の製造過程で粗悪な材料が混入したり、製造物の組立てに誤りがあつたりしたなどの原因により、製造物が設計・仕様どおりに作られず安全性を欠く場合、いわゆる**製造上の欠陥**
- ② 製造物の設計段階で十分に安全性に配慮しなかったために、製造物が安全性に欠ける結果となった場合、いわゆる**設計上の欠陥**
- ③ 有用性ないし効用との関係で除去し得ない危険性が存在する製造物について、その危険性の発現による事故を消費者側で防止・回避するに適切な情報を製造者が与えなかった場合、いわゆる**指示・警告上の欠陥**

(消費者庁HPから)

**表示で製品の欠陥と判断された判決事例**がある。

欧米安全基準の製品設計要件を満たしていても**適切な日本語表示・警告がなければ欠陥**となりうる。

消費者の安全を求める上で事業者がなさねばならぬことは、「欠陥のある製品」の製造・販売をしないことです。では、製品の「欠陥」とはなにを言うのでしょうか？

消費者庁は、製品の欠陥について、3つの分類を示しています。

第1は、製品の材料や部品に粗悪なものが混入したり、組立が適切に行われなかった結果、製品が安全性に欠けるものとなった場合です。これは、「製造上の欠陥」と言われるものです。

第2は、製品の設計において安全性が十分に考慮されていなかったために製品が安全性に欠けるものとなった場合です。これは、「設計上の欠陥」と言われるものです。

第3は、製品は有用ではあるが、それを使用するあたり懸念される危険が残るため、十分な注意を払って使うべき製品に対して、事故を防止・回避するための適切な注意喚起などの情報が適切に提示されていなかった場合です。これは、「指示・警告上の欠陥」と言われるものです。

欧米の安全基準を満たしたものであっても、警告表示、取扱説明書が日本語でなく、あるいは日本語にされていたとしても分かりにくいものであれば「指示・警告上の欠陥」になりうると考えられます。マーケットプレイスには、「取扱説明書は英語、中国語」と書かれて販売されている商品を見かけることがありますが、国内で販売する以上、日本語であるべきでしょう。ちなみに、米国の安全基準は、警告表示、取扱説明書は英語で記載することを義務付けています。米国市場では、いくら日本の安全基準が求める構造要件に適合していても、それが米国のそれよりも厳しい要件であったとしても、英語の警告表示と取扱説明書がなければ米国の安全基準は通らないのです。

## 許容可能なレベルのリスクとは？

許容可能なリスクのレベルはいろいろな要因に左右される

- 製品の効用(便利なものはより大きなリスクが許容される)

例:子どもが落下しやすくても、使いがってや子どものあやしやすさ等で「スリング」が許容される

- 製品の使われ方

例:ベビーカーは、日本では頻繁に折りたたむことが多いために指はさみリスクが重視される

- 技術進歩や社会の違いと変化

技術進歩でより安全な製品が出れば許容可能なリスクは小さくなる

社会問題化すれば許容可能なリスクが小さくなる(規制強化など(例)自転車用ヘルメット)

事業者は、取り扱う製品のリスクを許容可能なレベルに抑える必要がありますが、そのレベルとは様々な要因に左右されます。製品の効用とリスクのバランス、国内における製品の使われ方、技術の進歩、消費者が期待する安全性等を考慮して「許容可能なレベル」を見つけていかなければなりません。

例えば、製品のリスクが高くとも効用が大きければそのような製品が許容されます。この頃は、スリングという、布で子どもを包み込んで抱えるような製品が普及してきています。この製品は、構造上、子どもが落ちやすいというリスクがあります。しかしながら、製品がバッグに入れやすく慣れれば使用が容易で、子どもがぐずりにくいなどの効用があるためにそのリスクがある程度許容されていると考えることができます。

同じ製品であっても、その使われ方で重視されるリスクが変わることがあります。例えば、ベビーカーは、日本では、保育園、幼稚園、病院などに行く際、そこでは折りたたんで置いておくことが多いです。近年は交通機関で子どもを乗せたまま乗車できるようになってきていますが、車内が混んでいれば折りたたまれることはあることと思います。このように頻繁に折りたたんで使うような場合、製品の開閉時に指を挟みにくいことは重要なポイントとなります。

また、製品の使われる環境、社会・文化的な背景によって変わることがあります。例えば、歩道の幅や段差、公共交通機関を使う頻度、靴を脱いで床に座るか、浴槽内で身体を洗うか等の違いにより、国によって製品の使い方と製品に求める安全の水準に影響します。技術進歩によりより安全な製品ができれば、求める安全の水準が高まるでしょうし、逆に、より有用だがリスクも大きいというような製品ができれば、受け入れられるリスクが大きくなるかもしれません。逆に、事故の発生が社会問題化すればより厳しい規制がかかるかもしれません。最近の事例としては、自転車用ヘルメットの着用努力義務化がその一例です。また、これまで、短時間の昼寝は許容されていたバウンサー(揺動椅子)でしたが、寝付いたらすぐにベビーベッドに移すことを求めるようになったのも、多数の事件事例背景とした社会の変化によるものです。

このように許容可能なレベルは製品ごとに定められるものであって、内外でそのレベルが違うことがある、つまり、海外の安全基準を満たしていても日本は不十分なこともあるということです。このような状況の中で、一つ一つの事業者が、独自に、取り扱う製品のリスクを「許容可能なレベル」にコントロールしていくことは決して容易なことではありません。

## 事故が発生したらば

万一事故が発生したとき、事業者が行わなければならないのは、

### 【原因究明】

- 被害者の納得を得られる科学的客観的な調査・分析を行うこと

### 【再発防止策】

- リスクに応じて注意喚起、懸念のある製品の回収等
- 製品設計、製造方法の変更等

### 【補償措置】

- 製品に欠陥が認められた場合、妥当な賠償を行うこと

その上で、万が一、事故が発生した際には、事故原因を究明するための調査分析を行う必要があります。科学的で客観的なものである必要があります。

その結果に基づき、再発防止策をとる必要があります。もしも製品の欠陥によるものと認められる場合には、その欠陥に対応する必要があります。それは、製品の構造や材料設計、製造方法の変更もあれば、本体表示や取扱説明書の記載内容の改善となるかもしれません。

もしも、誤使用によるものと認められた場合でも、そのような誤使用を減らすために、関係者間での情報共有や消費者への注意喚起等を行っていくことが期待されます。

また、製品の欠陥が認められ、それによって事故が発生したものであるならば、その事故により生じた被害者の損害を賠償を行わなければなりません。それも、被害者の理解を得る必要があります。

このような対応を、一事業者が独自の努力で一つ一つに製品に対して行っていくのは容易なことではありません。その解決策の一つが、信頼できる認証制度を活用することなのです。

## SG基準（安全）とSGマーク認証（品質）

### 【SG基準】(ISOガイド51に基づく安全の担保)

- 製品の設計・仕様等についての基準  
(ISOガイド51のステップ1及びステップ2への対応)
- 製品、包装等への表示、取扱説明書に記載すべき事項  
(ISOガイド51のステップ3に対応)

基準制定・改正には学識経験者、消費者団体、政府関係者らも加わり、  
許容可能なリスクについて社会的コンセンサスを形成する

### 【SG認証】(品質の担保)

- 工場登録+型式確認(メリハリのある審査による信頼性確保と負担軽減)
- ロット認証(一定の均質性があるロットごとの認証)

SGマーク制度は、前のスライドで事業者が行わなければならない安全対策に包括的に対応する認証制度です。SGマーク制度は、SG基準、SG認証、SG賠償の三つで構成されています。

【SG基準】は、製品の設計と仕様に対する安全要件は、ISOガイド51のステップ1とステップ2に従って決めています。また、本体表示、取扱説明書などは、同ガイドのステップ3に従い決めています。

SG基準の制定・改正には、関連する業界の事業者代表者らに加えて、学識経験者、消費者団体、政府関係者、検査機関などが加わります。したがって、ここでの検討の結果は、これらの関係者のコンセンサスを得たものとなります。つまり、制定・改正した個別のSG基準が、ISOガイド51が求める「リスクが許容可能なレベル」であることを確認するものとなります。

【SG認証】とは、SG基準に適合している製品を認証するもので、認証を受けた製品にはSGマークを貼付することができます。審査には、工場の品質管理能力を確認した上で、実際にSG基準に適合した製品を製造できることを確認する「工場登録+型式確認」という方法と、一定の均質性があるロット毎に抜き取り検査によりSG基準適合性を確認する「ロット認証」というものがあります。このSG認証を受けてSGマークを表示することは、製造・販売する製品が、安全設計が十分行われており（つまり、設計上の欠陥がなく）、表示・取扱説明書等が適切で（つまり、指示・警告上の欠陥がなく）、かつ、品質が担保されている（つまり、製造上の欠陥がない）ことの証となります。

## 事故の際の原因究明と賠償（SG賠償）

万が一製品の欠陥により事故が発生した際に人的損失を賠償する

### 【要件】

- SGマークの有効期間内に日本国内で発生した事故で
- 製品に欠陥が認められ
- その欠陥が原因となり事故が発生した場合

### 【原因究明と賠償】

- 原因究明から賠償まで中立的立場にある製品安全協会が責任をもって行う
- 被害者、事業者の手間や負担が最小限に抑えられる

なお、製品に欠陥が見つかった場合は、製造事業者に適切な対応を求めます。  
また、SG基準に不備が認められる場合は、SG基準を改正します。  
関係者と事故情報を共有し、必要に応じて注意喚起等を行います。

さらに、万が一、製品の使用に伴う事故が発生した際に、消費者の申請を受けて中立的な立場の製品安全協会が原因究明を行い、製品の欠陥に起因すると認められれば製品安全協会が賠償を行います。つまり、前のスライドで示した、製品の製造・販売を行う者がとらねばならぬ安全対策を網羅しているのです。

SG賠償が行われるための要件は、

- SGマークの有効期間内に日本国内で発生した事故で
- 製品に欠陥が認められ
- その欠陥が原因となり事故が発生した場合

となります。賠償の対象となるのは、事故による人的損害であり治療費等が対象となります。診断書、治療の領収証などのエビデンスが必要となります。

ほとんどの事業者は、PL保険にも入っておられることと思います。PL保険も製品の欠陥があった場合の事故に伴う賠償を行うものではありませんが、事故の原因究明までを引き受けるものではありません。事故が発生した際に事業者が誠意をもって対応をしても、利害関係者となるためにその判断について被害者が納得しないことが起こります。また、事故原因究明は、様々な視点で事故原因の可能性を検討せねばならず、そのための十分な知見とスキルを持っている人材と時間を要します。したがって、事故原因究明から賠償までを第三者的な立場の製品安全協会が行うことは、被害者にとっても事業者にとっても大きなメリットがあります。

なお、製品に欠陥が見つかった場合は、製造事業者に連絡し、SG基準に適合せずに事故が発生した場合は、不適合品の生産出荷の停止を指示し、市場に出回っている製品についてはリスクに応じた適切な対応を求めます。SG基準に不備が認められる場合は、その旨を周知し、SG基準を改正します。行政機関等と事故情報を共有し、必要に応じて注意喚起等の対応を行います。



## SG基準の視点



### 主要なリスクを網羅

- ・強度、安定性、耐久性、表面の円滑性等
- ・手・指・胴はさみ(ダミーでのチェック等)
- ・誤操作(ダブルアクション等による回避)
- ・誤使用(追加対策、警告表示等)

### 国内での使われ方、安全要求を考慮

- ・使われ方の違い(ベビーカー等)
- ・期待される追加的安全(抱っこひも等)
- ・インフラ、土足文化/畳文化、等

### 使いやすさを考慮

- ・操作性(直観的、人間工学的視点)
- ・軽量性(取り回しの容易さ)
- ・視認性(警告等)、他

### 不断の見直し

- ・製品の変化(新製品動向)
- ・ニーズの変化(生活の多様化等)
- ・使われ方の変化(多点杖、横押しショッピングカート等)

15

SG基準は、想定されるリスクに網羅的に対応しています。製品に求められる強度、安定性、耐久性、鋭利な突起などが無いことなどは多くの製品に関わる要求事項となります。また、子どもが使う椅子や移動防止柵、ベッドなどの製品では、指や手、胴体が挟まれないよう、隙間に許容される間隔が決められており、ダミーでの確認も行います。誤操作で不意に製品が畳み込まれたりしないように、二つの操作を同時或いは連続して行うダブルアクションを求める製品もあります。事故につながりやすい問題の発生を事前に防ぐというアプローチもあります。なべ類は、取っ手が熱くなりすぎて振り回してしまうことが事故につながるため、熱くなりにくく設計を求めています。そして、想定される誤使用に対して、製品の設計で対応できるものは対応します。例えば、抱っこひもではバックルの一つが外れていても子どもが落ちにくいことを求めています。そして、注意喚起などの警告表示も求めています。

使いやすさは安全の重要な要素となります。はしごや脚立の踏み棧は、昇降の際、踏み外しにくいような間隔となっています。自転車のブレーキの制動力は、握りの強さで適切にコントロールできるようになっています。脚立などのように、製品によって使用する部材を強度と重量のある鉄製のものに変えることで、強度や安定性を増すことが可能なものがありますが、それにより製品の取り回しや適切な位置への移動が難しくなったり億劫になるようなことが生じると、無理な製品の使い方、つまり誤使用を誘発します。あるいは、そもそも重さがありすぎて製品が使われないということも起こります。警告表示は、例えば脚立やはしごではそれ以上上に乗ってはいけないところに分かりやすく示すことを求めるなど、いちいち取扱説明書を確認せずとも重要な注意は見られるように表示することを求めます。

製品によっては、内外で、インフラの違い、生活の仕方の違いなどから、その使い方や製品に対する安全の期待値が異なることがあります。SG基準は、日本国内での製品の使われ方と、整品に対して国内で期待される安全の水準を踏まえて制定・改正されます。例えば、ベビーカーは、海外では開きっぱなしにしておくことが多いのに対して、日本では、通園、通院他多くの移動先で畳むことが多いです。自宅でも畳んでしまうことが多いです。そのため、一日に何回も折り畳み動作をするため、指はさみは大きなリスクとなります。抱っこひもは、欧米でも子どもの落下事故はありますが使用者の不注意と見做されます。日本では、子どもの落下による重篤な事故事

例がきっかけとなり、より安全な製品を求める声が高まり、それによりSG基準が改正されて欧米の安全基準よりも高い安全性が担保されるようになりました。日本の歩道の幅、家の廊下の幅は一般に海外よりも狭く、歩行車などの製品はそれにあった細身のものが必要となります。クーハンなどから製品ごと転落する事故は、欧米より日本の方が大きな社会問題化していないのは、畳文化で製品を床に置く機会が多いことが一因となっている可能性があります。

新製品の登場、生活の仕方の変化などを受けて、安全基準は不断の見直しが必要となります。たとえば、多点杖が登場して、杖に体重をかけて椅子から立ち上がったり着席するような使い方が増えたため、杖の強度をたかめる基準改正をしています。また、歩行補助的役割で横押し型ショッピングカートが使われるようになったため、取り回しのよい製品に対応し、また、バスからカートを地面に落とすような使われ方を想定した基準改正を行っています。

## SGマークの役わり

### ～ 消費者にとって ～

- 安全な製品の見分けができる
- しっかりした取扱説明書がついている
- 製造元・供給者が分かりコンタクトできる
- 万一、製品の欠陥で事故が発生したとき賠償される
- 事故原因調査から賠償まで製品安全協会が対応する



結論として、SGマークの役割を、消費者にとっての意味と、事業者にとっての意味とで整理してみましよう。

【消費者】にとっては、第一に、安全な製品を見分けることができます。また、SGマークのついている製品であれば、かならずしっかりした取扱説明書がついています。ちなみに、近年、インターネット販売において、海外の認証をとったと表示した製品の中には、日本語の表示や取扱説明書がないものが散見されます。そのような製品は、前のスライドで説明した通り、「指示・警告の欠陥」とみなされる可能性があります。

なにかトラブルがあった際に、製造元・供給者にコンタクトができることが必要ですが、SGマーク付き製品であればそれが容易にできるようになっています。ネットモールなどでは、出展者の情報に欠けるものが少なくありません。その場合、消費者は泣き寝入りになるか、或いは、ネットモール事業者に対してクレームを出さねばなりません。どの程度誠意をもって対応をするかは事業者次第となります。

万一、製品の欠陥により事故が発生した場合は、人的な損害について製品安全協会が賠償を行います。そして、事故原因究明から賠償まで、製品安全協会が責任をもって対応するので、自ら様々な調査を行ったり、製造・販売事業者に働き掛け交渉をするというような負担をする必要がなくなります。

## SGマークの役わり

### ～ 事業者にとって ～



- 製造・販売事業者に求められる安全対応をしっかりと行える。
- 製造・販売する安全の価値を明確にし、製品安全にコミットしていることを示せる
- 製造・供給者と確実に連絡がとれる
- 万一、製品の欠陥で事故が発生した際に賠償できる
- 原因究明から賠償まで、製品安全協会に任せられる

17

【事業者】にとっての意味は、なんといっても、製造・販売する者が負わなければならない安全対策をしっかりと行うことができるということです。一企業が、個々の製品についてISOガイド51が求める安全対策について判断し、消費者庁がいう欠陥が無い製品として製造・販売していくことはとても難しいことです。しかし、SGマークの認証を受ける、或いは、SGマークのついている製品を取り扱うことにより、適切な対応することができるのです。

そして、SGマークの認証を得る、或いは、SGマークのついている製品を扱うことを事業者のポリシーとすることにより、その事業者が扱う製品の安全の価値を明確にし、製品安全にコミットしていることを世に示すことができます。

言うに及ばず、ネットモール事業者にとっても、製品の製造・供給事業者にコンタクトができることは重要なことです。信頼できる製造・供給者であるかの確認もビジネスにおいて重要な課題となります。SGマークの認証を受けている事業者であれば信頼でき、確実に連絡をとることが可能となります。

万一、事故が発生したときに、事故原因を究明し、製品に起因する事故と判明すれば賠償しなければなりません。PL保険に入っている、事故原因究明は原則自ら行う必要が生じます。

被害者に十分な理解を得ながら原因究明と賠償等の対応を進めていくことは、コンプライアンス上、重要な課題となります。しかしながら、事業者は当事者の立場となるために、被害者との調整は往々にして難しくなります。また、事故原因究明には、専門的な知見とスキルを有した者が時間をかけて対応する必要があります。事業者にとってはハードルが高いものとなるでしょう。

このような、事故発生時の原因究明から賠償までの調査・手続き等を、第三者的立場の製品安全協会が行うことのメリットは大きいと考えます。



## 製品安全あつてのSDGs



**3** すべての人に  
健康と福祉を

### 「健康と福祉」

疫病等の早期警告、リスク削減及び管理能力の強化には、安全でない製品に関連するリスク管理が含まれています。

**8** 働きがいも  
経済成長も

### 「働きがいも経済成長も」

「安全な製品」は、さまざまな業界における労働条件の安全性向上に貢献する」と認識されています。

**11** 住み続けられる  
まちづくりを

### 「住み続けられるまちづくりを」

安全な製品は、都市部での有害排出物や廃棄物を減少させる役割を果たすとされています。

**12** つくる責任  
つかう責任

### 「つくる責任、使う責任」

「安全な製品は、製品の寿命を延ばしより安全なリサイクルプロセスを可能とする」と書かれており、製品安全が条件となっていることが分かります。

今後の社会、経済の在り方として、国連が2015年に採択した持続可能な開発のための17の目標、いわゆる、SDGsが重要な課題となっています。なかでも、環境配慮、資源の効率利用の観点で、リユース、リサイクルが注目されることが多くなっています。

この17の目標の中に、製品安全という言葉が明示的に入っていないために、製品安全が重要な課題であることが忘れられがちですが、実は、製品安全はSDGsの前提となっているのです。

例えば、3番目の目標である「健康と福祉」においては、リスク削減するうえで製品が安全であることが重要であることが認識されています。また、8番目の目標である「働きがいも経済成長も」においては、安全な製品が様々な業界における労働条件の安全性の向上に貢献することが認識されています。

11番目の「住み続けられるまちづくりを」においては、安全な製品は有害排出物や廃棄物を減少させる役割を果たすとされています。また、12番目の「つくる責任、使う責任」においては、安全な製品は、製品の寿命を延ばしより安全なリサイクルプロセスを可能とするとされており、リユース、リサイクルは製品の安全性が前提となることが示されています。つまり、安全性を度外視したリユースやリサイクルは、SDGsの趣旨には沿わないのです。

## 最近の懸念事例(自転車用ヘルメット)



自転車ヘルメット SG基準適合  
↑ 衝撃吸収のためのしっかりした  
インナーが入っている



自転車ヘルメット(CE&EN1078認定)  
軽作業帽でEN1078適合は無理  
↑不実の告知

最近の懸念事例の一つです。2023年4月から自転車用ヘルメットの着用が努力義務となりましたが、粗悪品が多々出回っています。それらは、自転車用の安全基準を満たしていないにも関わらず自転車用ヘルメットとして販売されているものです。中には、適合できるはずのない安全基準に適合していると表示をしているきわめて悪質な事例もあります。

自転車を使う際にもっとも大きなリスクは転倒です。自転車に乗ったままバタンと横に倒れて地面やガードレールに衝突した状況を思い浮かべてください。非常に大きな衝撃が頭にかかり、頭がい骨骨折、脳挫傷を負う可能性が高いのです。救急搬送事例の大多数は転倒による事故なのです。このような強い衝撃でも重篤な怪我を生じさせないようにするためには、ヘルメットのシェルの内側に衝撃を吸収するための厚いインナーを設ける必要があります。一般的には発泡スチロールでできており、それがつぶれることで衝突の衝撃を緩和します。SG基準や海外の安全基準をその要件を定めています。

右側のヘルメットは、シェルが固いので一見丈夫そうにみえますが、衝撃を十分に吸収できるインナーがなく、衝撃緩和性能はほとんどありません。もちろん、SG基準も海外の自転車ヘルメット用の安全基準も通りません。中には、通るはずのない安全基準に適合している、認証を受けているかのような表示を行っているものもあります。このような粗悪品は、擦り傷や切り傷を防ぐ程度であって、頭がい骨骨折や脳挫傷など重篤な怪我をするリスクは回避できません。そのようなものを「自転車用ヘルメット」と称して売れば、あきらかに虚偽の表示とみなされます。消費者が自転車用ヘルメットとして購入すれば、当然、返品交換の対象となるでしょう。また、実際に使用して、大けがを負えば、損害賠償の対象となるでしょう。しかし、このような確信犯の出品者がそれに応じることが期待できるのでしょうか？ そうなれば、通販事業者が責任を問われることになるのではないのでしょうか？



安全と安心の目印

SGマーク Symbol of Safety and  
Comfort: SG Mark



## お問合せ

[https://www.sg-mark.org/contact/  
info@sg-mark.org](https://www.sg-mark.org/contact/info@sg-mark.org)

## S N S

FB, Instagram, X, YouTube

[@sg-mark.official](#)

一般財団法人製品安全協会